○農林水産省告示第千五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市桐原字井戸入二三三・二四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字西窪一七九

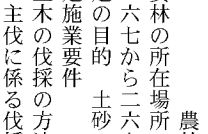
二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸入二三三・二四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字西窪一七九



2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　大阪府三島郡島本町大字尺代二六七から二六九まで、二七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び島本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町阿坂字岩倉一一一四五の五、一一一四五の一三二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市吉田町常友字近永二四四の二、字森永二七九の一、二八二の一

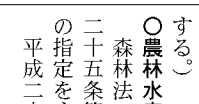
二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字近永二四四の二・字森永二七九の一・二八二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）



2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町大成二八三から二九五まで、二九七、二九八の一、二九八の二、三一五、三一六、三二四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市野江丙七六一（次の図に示す部分に限る。）、丙一九、丙四四の二、丙六二の子、丙八九の一、丙八九の三、丙八九の一一、丙一一〇の甲、丙一一二、丙一一四、丙一一五、丙一四三の丑から丙一四三の辰まで、丙一四三の午、丙二一三、丙二三一、丙二三九、丙二四〇、丙二九六の二、丙二九七、丙二九八、丙二九八の子、丙三一七、丙三一八、丙三二〇、丙三三五の甲、丙三三五の甲子、丙三三六、丙三三六の子、丙六四〇の一、丙六七七、丙六七九、丙六八四、丙六八八、丙七〇二、丙七〇三、丙七〇八から丙七一〇まで、丙七一一の寅、丙七一三、丙七一七、丙七三四、丙七三五、丙七四九の二、丙七六二、丙七六四から丙七六七まで、丙七七六の一、丙七七六の二、丙七七八、丙七八六から丙七八八まで、丙七九三、丙八二一、丙八三七の二、丙八四〇の一、丙八四八、丙八四九、丙八五〇の一、丙八五一、丙八五二、丙八五七から丙八五九まで、丙八六〇の一、丙八六一の一、丙八六三から丙八六七まで、丙八七三の一、丙八七六、丙八七八の一、丙八七九の一、丙八八〇から丙八八二まで、丙八八四、丙八八九、丙八九一、丙八九三、丙八九六、丙八九七、丙八九九、丙九〇〇、丙九〇二の一、丙九〇四の子、丙九〇七、丙九〇九、丙九一一から丙九一八まで、丙九二四、丙九二六から丙九三二まで、丙九三四から丙九三八まで、丙九四一、丙九四三、丙九四五から丙九四七まで、丙九五〇から丙九六二まで、丙九六四、丙九六六、丙九六九、丙九七八、丙九八〇、丙九八一、丙九八三の一、丙九八六の一、丙九九〇から丙九九五まで、丙九九七、丙九九八、丙一〇〇四から丙一〇〇七まで、丙一〇五一、丙一〇五二の子、丙一〇五三、丙一〇五四、丙一〇六五、丙一〇七〇から丙一〇七三まで、丙一〇七五の一、丙一〇七五の二、丙一〇七六、丙一〇七九、丙一〇八一、丙一〇八二、丙一〇八四、丙一〇八五、丙一〇八七、丙一〇八九、丙一〇九一、丙一〇九二、丙一〇九八から丙一一〇三まで、丙一一〇五から丙一一〇九まで、丙一一一八、丙一一一九の一、丙一一二〇、丙一一二三の一から丙一一二三の三まで、丙一一二四、丙一一二七、丙一一二八、丙一一三三から丙一一三五まで、丙一一三七、丙一一三八、丙一一四八、丙一一五〇、丙一一五二から丙一一五六まで、丙一一六三から丙一一六九まで、丙一一七一、丙一一七四から丙一一七六まで、丙一一七八から丙一一八九まで